

倉吉市建設工事等電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市において行う建設工事又は測量等業務（以下「建設工事等」という。）についての電子入札システムによる競争入札に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

建設工事等についての競争入札における調達案件の登録から落札者の決定までの手続を電子計算機とネットワークを利用して処理するためのシステムをいう。

(2) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードであって次のア及びイの要件を満たすものをいう。

ア 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用することができるものであること。

イ その名義人が、倉吉市建設工事入札参加資格者名簿又は倉吉市測量等業務入札参加資格者名簿（以下「倉吉市入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者若しくはその受任者（特定建設工事共同企業体の応札の場合にあつては、当該特定建設工事共同企業体の代表構成員たる事業者の代表者又はその受任者）であること。

(3) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律第2条に規定する電子署名をいう。

(4) 電子入札

電子入札システムを利用して行う競争入札をいう。

(5) 紙入札

入札書を書面により提出して行う競争入札をいう。

(6) くじ入力番号

競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が入札書の提出時に任意で設定した3桁の数字をいう。

(7) 電子くじ

くじ入力番号その他の情報を利用して、電子入札システムが行う演算処理により、電子入札において、落札決定となるべき金額で応札した者が複数あった場合に、そのうちから落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）及びその順位を決定する仕組みをいう。

(8) 入札情報公開システム

発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。

(9) 閉庁日

倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）に規定する休日をいう。

(電子入札案件)

第3条 電子入札は、市が実施する建設工事等についての競争入札のうち、市長が電子入札システムにより行うことが適当と認めた案件（以下「電子入札案件」という。）について行う。

（電子入札システムの利用者登録等）

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードを用いて、あらかじめ利用者の登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。

2 利用者登録をできる者は、倉吉市入札参加資格者名簿に登載された者とする。

3 利用者登録を行った者は、その内容に変更が生じた場合は、直ちに市に当該変更の内容を記録しなければならない。

（手続を行う際の電子署名）

第5条 入札参加者は、電子入札に係る必要な手続を行うときは、利用者登録に用いたICカードを使用して、電子署名を付さなければならない。

（ICカードの不正使用等があった場合の措置）

第6条 市長は、電子入札の参加者がICカードの不正使用等（他人のICカードを不正に取得し、その名義人になりすまして電子入札に参加し、又は参加しようとしたものその他の市長が不正と認めるICカードの使用の態様をいう。以下同じ。）を行った場合は、不正使用等を行った者について、当該電子入札に関し、次の各号に定める場合に応じて、当該各号に定める取扱いを行うものとする。この場合において、市は、当該不正使用等を行った者に対し、損害賠償の責めを負わない。

（1）開札までに不正使用等が判明した場合 その指名又は入札参加者たる資格を取り消し、及び応札がなされている場合にあつては、当該応札を無効とする。

（2）落札の決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合 当該落札の決定を取り消す。

（3）契約の締結後に不正使用等が判明した場合 当該契約を解除する。

（入札情報の公告又は通知）

第7条 市は、電子入札システムにより一般競争入札又は指名競争入札（公募により応札者を募る場合のものに限る。）を行う場合は、当該競争入札に係る電子入札案件についての公告を入札情報公開システムにより行うものとする。

2 市は、電子入札システムにより指名競争入札を行う場合は、当該指名競争入札に係る電子入札案件についての通知を電子入札システムにより行うものとする。

（設計図書等の閲覧及び配布）

第8条 電子入札案件についての設計図書等の閲覧及び配布は、入札情報公開システムにより行う。ただし、これによりがたい場合は、別に定めるところによる。

（応札登録等）

第9条 電子入札案件についての入札参加者は、電子入札システムに必要な事項の電磁的記録を記録すること（以下「応札登録」という。）により、応札を行うものとする。

2 入札金額内訳書の提出を要する電子入札案件の場合の当該入札金額内訳書の提出は、応札登録を行う際に、当該入札金額内訳書の電子ファイルを添付することにより、これを行うものとする。

3 応札登録の期間を経過した後の電子入札案件についての応札登録及び前項の提出は、これを受け付けない。

4 応札登録等の書換え、引換え又は撤回は、これを行うことができない。

（電子ファイルの形式）

第10条 電子入札システムで使用する電子ファイルに用いることができるアプリケーションソフト及

びその形式は、次に掲げるのいずれかのもの又はこれらを圧縮したものとする。

- (1) MicrosoftWord 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- (2) MicrosoftExcel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- (3) P D F ファイルがAcrobatReaderで読み取りが可能なもの
- (4) その他市長が必要と認めたもの

- 2 電子ファイルは、当該電子ファイルの保存時に損なわれる機能を使用して作成してはならない。
- 3 電子ファイルの圧縮は、Z I P形式（自己解凍方式のものを除く。）によるものとする。
- 4 電子ファイルの容量（前項の規定により圧縮された場合のものを含む。）の合計は、3MB以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 5 市長は、電子ファイルにコンピューターウイルスの感染等が確認された場合は、直ちに電子入札システムの一部又は全部の利用、閲覧等を中止し、電子入札の参加者その他の関係者に連絡をし、必要がある場合は、関係する入札参加者に、当該電子ファイル又はそれに代わる書面の提出を求めらるものとする。この場合において、市長は、コンピューターウイルスの駆除が完全に行われたと認められる場合でなければ、電子ファイルの提出を受けてはならない。

（紙入札）

第11条 入札参加者は、第9条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合に該当するときで、電子入札に係る電子入札案件の開札日の前日（その日が閉庁日である場合は、その日前の最も遅い閉庁日でない日。）の正午までに市長に紙入札参加承認願（様式第1号）を提出し、その承認を得たときは、紙入札により、当該電子入札案件の電子入札に参加することができる。

- (1) 利用者登録内容の変更によるに伴い、I Cカードの再取得の手続を行っている場合
 - (2) I CカードのP I Nの入力錯誤による閉塞、失効、破損又は盗難に伴い、再発行を行っている場合
 - (3) 入札参加者の電子計算機についての通信障害等により、電子入札を行うことが困難な場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると認められる場合
- 2 前項の規定により、紙入札での参加が認められた電子入札の参加者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札の期間内に、入札書（様式第2号）に必要事項を記載して押印し、自らの商号又は名称、案件名及び「入札書在中」と記載した封筒にこれを封入し、封かんの上、市長に提出するものとする。ただし、別に定める場合は、この限りでない。
 - 3 紙入札者は、入札金額内訳書等その他の入札書に添付して提出すべき資料がある場合は、前項の封筒に入札書と同封して、これを提出するものとする。
 - 4 入札書のくじ入力番号の欄には、紙入札者の任意で3桁の数字を記載するものとする。この場合において、適切な記載がない場合は、「000」が記載されたものとみなす。
 - 5 紙入札者が電子入札システムを利用して送信し、又は取得した第1項の承認に係る電子入札案件についての電子ファイル又は記録は、有効とする。
 - 6 応札登録をした入札参加者は、当該応札登録をした電子入札案件について、紙入札をすることができない。
 - 7 紙入札者は、第1項の承認に係る電子入札案件について、応札登録をすることができない。
 - 8 一般競争入札（総合評価落札方式のものを含む。）において、競争入札参加資格確認申請又は技術資料の提出の前に第1項の承認があった場合は、これらの手続は、書面によるものとする。この場合において、紙入札者は、それぞれの手続において定められた期限に従わなければならない。

(電子入札の辞退等)

第12条 入札参加者は、電子入札案件につき、その辞退をする場合は、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、入札参加者は、電子入札案件の電子入札を辞退する場合は、市長に書面で辞退届を提出するものとする。

(1) 電子入札の期間の前に辞退する場合

(2) 紙入札者が辞退する場合

3 電子入札案件についての応札登録の期間内に辞退届の提出がなかった入札参加者は、当該電子入札につき参加しなかったものとみなす。

(開札)

第13条 電子入札の開札は、電子入札システムにより行う。

2 前項の開札は、事前に設定した開札予定日時の到来後、速やかに行う。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件につき紙入札者がある場合の開札は、前項の開札予定日時の到来後、直ちに職員が当該紙入札者が提出した入札書の記載事項を電子入札システムに登録し、その後速やかにこれを行う。

4 前項の登録及び開札は、その電子入札案件の参加者又はその事務に関係のない職員が立ち会って、これを行うものとする。

5 紙入札者がいない場合の電子入札の開札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、同項の規定による立会いを行わせないものとする。

(落札決定)

第14条 開札の結果、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設定している場合にあつては、最低制限価格未満で入札した者を除く。）を落札者等とする。ただし、落札者等となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより、落札者等及びその順位を決定する。

(電子くじ)

第15条 前条ただし書に規定する電子くじに利用される情報は、次に掲げるとおりとする。

(1) くじ入力番号

(2) 乱数（応札登録の際に電子入札システムが自動的に発行する数字）

(3) 電子入札システムに応札登録がされた順序（次項において「応札順序」という。）

2 紙入札者の応札順序は、応札登録をした参加者それぞれの応札順序の後とし、さらに紙入札者が複数ある場合は、紙入札参加承認願の受付日時の順とする。

(電子入札の結果の公表)

第16条 電子入札の結果は、入札情報公開システムにより公開するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別の方法によることができる。

(電子入札の無効)

第17条 倉吉市財務規則、倉吉市建設工事執行規則その他の規程に定めるもののほか、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の電子入札を無効とする。

(1) ICカードの不正使用等を行った場合

(2) 応札登録と紙入札の両方を行った場合

- (3) 応札登録された記録に不正な手段による改ざんが認められた場合
- (4) 第11条の規定によることなく紙入札を行った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、電子入札に関する条件に違反した場合
(送信データの到着時期等)

第18条 電子入札において、参加申請書、辞退届又は応札登録は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市に到着したものとする。

- 2 電子入札の参加者は、応札登録等の後に表示される画面により、その到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。
- 3 応札登録等は、参加者が使用する電子計算機の性能、電気通信回線の接続状況の良否等により、その所要時間に差が生じるため、入札参加者は、時間的な余裕をもって、処理を行わなければならない。

(電子入札の取止め)

第19条 市長は、電子入札の執行を取り止める場合は、電子入札システムにより電子入札の参加者に通知する。ただし、これによりがたい場合は、別の方法によることができる。

(通信障害等における対応)

第20条 市長は、電子入札システムに係る電子計算機の障害、広域的な停電又は通信障害その他のやむを得ない理由により、電子入札を行うことが困難な場合は、その原因と復旧の見込み等を調査し、その期間又は開札予定日時の変更、紙入札への移行、入札又は開札の中止その他の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第21条 電子入札の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

紙入札参加承認願

（宛先）
倉吉市長

所在地
商号又は名称
代表者役職氏名 印

下記案件について倉吉市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を承認願います。

記

- 1 案件名
- 2 電子入札での入札参加ができない理由
 - （1）登録内容の変更に伴うICカードの再取得の手続き中
 - （2）ICカードの失効、閉塞（PIN入力連続誤り）、破損及び盗難に伴う再発行手続き中
 - （3）コンピューターの通信障害等
 - （4）その他（具体的に記入してください。）
- 3 添付資料等
 - 2（1）又は（2）の場合は、ICカードの再発行申請書などその事実を確認できる書類を添付してください。

様式第2号（第11条関係）

入札書（電子入札用）

1 案件名

2 案件場所 倉吉市

3 入札金額（見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること）

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

4 くじ入力番号（任意の3桁の数字）

--	--	--

上記のとおり入札します。

年 月 日

（宛先）
倉吉市長

所在地
商号又は名称
代表者役職氏名

印